穀類（大豆・玄そば・麦）の放射性物質のモニタリング検査の流れ

＜検査の対象＞
出荷・販売を目的とした大豆・玄そば・麦

生産者

穀類（大豆・玄そば・麦）の収穫、乾燥・調製

県

モニタリング検査の実施
市町村※単位に実施する

基準値を下回り、出荷可能となった避難指示等区域※の穀類は出荷
ただし令和5年産以降避難指示等区域を除く一般地域は出荷自粛を要請しない

結果の公表

JA等集荷業者
卸売市場
直売所

穀類の生産地を確認し、
出荷可能な市町村※であることをチェックして、受け入れる

※一部の市町村では旧市町村単位での検査を行います。

地域ごとの出荷可否の状況は↓から検索できます

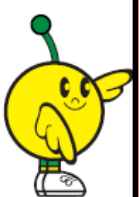

福島県水田畑作課ホームページ内
「令和6年産米・穀類の市町村別モニタリング検査の進捗状況」
URL:http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html

別添2

避難指示等区域の大豆・玄そば・麦を販売する皆様へ

販売前に
必ず確認をお願いします！

該当市町村：川俣町（玄そばを除く）、南相馬市、飯舘村、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

大豆・玄そば・麦については、
生産された地域（市町村又は旧市町村等の単位）ごとに、県の放射性物質のモニタリング検査の結果から、基準値以下であると確認された地域の生産物のみを出荷・販売する
ようお願いしています。

消費者へ販売する前に、
出荷が可能な地域で生産された大豆・玄そば・麦であるか、それが加工食品の原料となっているか、必ず確認をお願いします。

地域ごとの検査状況は↓から

福島県水田畑作課ホームページ内
「令和6年産米・穀類の市町村別モニタリング検査の進捗状況」
URL:http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html

その他ご不明な点は、農業振興普及部または農業普及所にお問い合わせください。
■問い合わせ先
〇〇農林事務所　農業振興普及部（農業普及所）
TEL.〇〇～

避難指示等区域の大豆は、出荷・販売前にモニタリング検査が必要です

令和6年3月

大豆　※　黒豆や青豆等の有色大豆も大豆です

黄　豆

青　豆

黒　豆

＜　主要な豆類のモニタリング検査早見表　＞

品目		モニタリング分類	出荷・販売前の検査の要否	備考
ダイズ	エダマメ	野菜	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※
	大豆（黄・黒・青）	**大豆**	**年産ごとに実施**	
アズキ	**小豆**	**雑穀**	**令和5年産までに検査実績があり 安全性が確認された地域は不要**	
インゲンマメ	サヤインゲン	野菜	モニタリングの検査対象品目につき実施	
	インゲンマメ	野菜	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※
ベニバナインゲン		野菜	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※
ササゲ	ササゲマメ	野菜	過年度に検査実績があり 安全性が確認された市町村は不要	※

※事故後初めて産出される場合、避難指示等区域のうち営農が可能な区域（避難指示解除後の区域を含む）では収穫可否確認検査、その他市町村ではモニタリング検査を実施

必ず生産された地域が、出荷・販売可能か確認してください。

大豆の出荷の可否は「福島県水田畑作課ホームページ」に掲載しています。

URL:http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html

上記に記載のない豆類のモニタリング検査の要否等、不明な点がありましたら、最寄りの県農林事務所農業振興普及部・農業普及所にお問い合わせください。

［避難指示等区域で生産する皆様へ］

大豆（青豆・黒豆含む）・玄そば・麦を出荷・販売する際のお願い

該当市町村：川俣町（玄そばを除く）、南相馬市、飯舘村、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

自主検査では、

出荷・販売できません。

県が行う放射性物質のモニタリング検査が終了し、出荷・販売が可能な地域か確認してください。

出荷・販売が可能かどうかわからない場合は、
最寄りの県農林事務所農業振興普及部、
または農業普及所にお問い合わせください。

福島県農林水産部

別添5

［避難指示等区域で初めて生産する皆様へ］

大豆･玄そば･麦等を生産する際のお願い

生育初期に土壌中の交換性カリ含量を高めることが重要です。

また、使用する農機具等を確認し、土ぼこりが子実の表面に付着する交差汚染の発生を防ぐことが大切です。

カリ肥料の施肥や交差汚染防止への
対応について不明な場合は、最寄りの
県農林事務所農業振興普及部、
または農業普及所にお問い合わせください。

福島県農林水産部